

全 員 協 議 会

令和7年3月18日（火）

本 会 議 終 了 後

全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、山根総務部長、倉本都市建設部長、
草刈教育部長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 令和7年4月の機構改革について | (総 務 部) |
| (2) 市道浜田181号線（浜田橋）の通行止めについて | (都市建設部) |
| (3) 浜田市のコミュニティ・スクールについて | (教育委員会) |
| (4) その他 | |

2 行政視察レポートについて

- (1) 総務文教委員会

3 福祉環境委員会の提言書について（報告）

- (1) 持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について

4 陳情審査結果について

5 議会報告事項について

- (1) 各市議会議長会開催状況等について
(2) 浜田地区広域行政組合議会開催状況等について
(3) 浜田市都市計画審議会開催状況等について
(4) 浜田市土地開発公社理事会開催状況等について

6 議会による事務事業評価の実施事業の選出結果について

7 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

8 高校生との意見交換会について

9 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

（次頁へ）

10 第5回はまだ市民一日議会の周知方法の報告とお願いについて

11 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 議案における各自の表決結果の記載について
- (3) 政務活動費に係る令和6年度収支報告書【提出期限：4月4日（金）】及び
令和7年度申請書【提出期限：4月2日（水）】の提出について
- (4) 令和6年度分 議員の請負状況等の報告について（事前周知）
- (5) その他
 - ・ 令和7年度第1回議会運営委員会主催議員研修会（主権者意識の醸成について）
開催日時：4月21日（月）10：00～11：30 会場：全員協議会室

令和 7 年 4 月の機構改革について

1 基本的な考え方

浜田駅周辺エリアの賑わい創出や DX(デジタルトランスフォーメーション)推進などの課題に対応するとともに、まちづくり活動団体の活動における課題の把握、解決を通じた地域の活性化を図るための体制整備を行う。

2 機構改革等の内容

(1) 総務部

ア 総務課デジタル推進室(内室)を課とし、課名を **DX 推進課**とする。あわせて、政策企画課地域情報係を総務部へ移管し、**DX 推進係**とし、デジタル推進係を**システム管理係**へ変更する。

イ **臨時特別給付金室**を廃止し、市民生活部税務課へ事務移管する。

(令和 7 年 1 月 1 日施行済)

(2) 地域政策部

ア 政策企画課地域情報係を総務部へ移管する。(再掲)

イ まちづくり社会教育課内へ**地域活性化室**及び**地域活性化係**を新設する。

ウ まちづくり社会教育課まちづくり社会教育係の名称を**社会教育係**、地域活動支援係の名称を**まちづくり推進係**へ変更する。

(3) 健康福祉部

ア 保険年金課賦課給付係を廃止し、国保係へ統合する。

(4) 産業経済部

ア 「**浜田駅周辺活性化推進室**」及び「**駅周辺活性化推進係**」を新設し、浜田駅周辺エリアにおける賑わい創出、交流の場づくりを推進する。

3 機構改革の時期

令和 7 年 4 月 1 日施行(臨時特別給付金室を除く。)

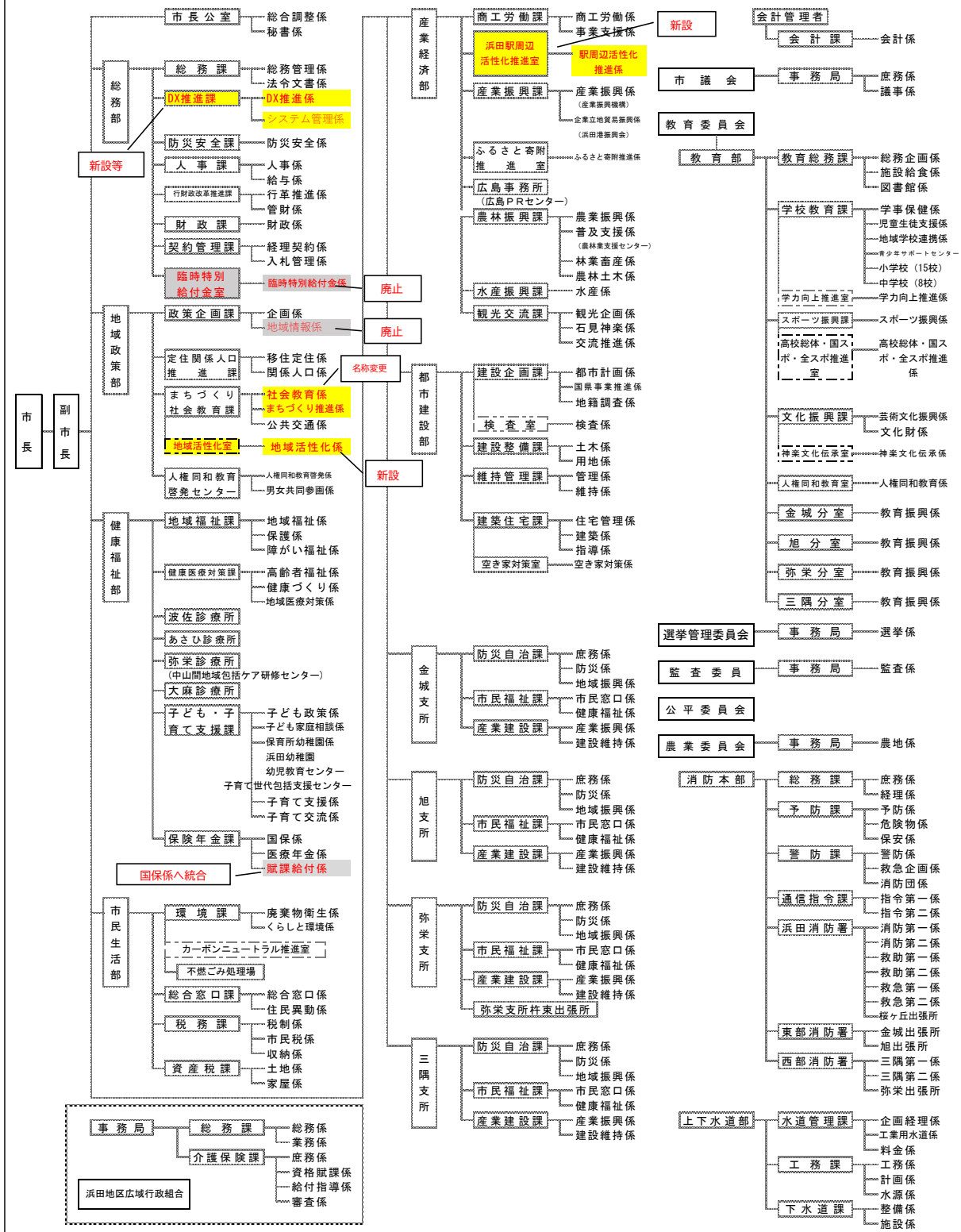
4 組織数の推移

	部	課	内室	係	増減	職員数*
平成30年4月	11	71	6	158		701人
平成31年4月	10	68	5	155	1部減、3課減、1内室減、3係減	691人
令和2年4月	10	69	3	154	1課増、2内室減、1係減	683人
令和3年4月	10	70	3	154	1課増	670人
令和4年4月	10	70	5	157	1課減、1内室増、1係増(10月～1係減 156係)	652人
令和5年4月	10	69	4	152	1課増。2課1内室5係減	649人
令和6年4月	10	68	7	154	1課減。3内室増。2係増	651人
令和7年4月	10	69	7	154	1課増	

*職員数は、特別職、再任用、派遣等を含む（会計年度除く）

5 行政機構図 次ページのとおり

浜田市行政機構図（令和7年4月1日時点）



市道浜田 181 号線(浜田橋)の通行止めについて

市道浜田 181 号線（浜田橋）において異常が確認され、調査及び補修のため、以下のとおり通行止めとしましたので、報告します。

【通行規制】

場所)市道浜田 181 号線 浜田橋

(石央文化ホールの南方約 100m)

形態)全面通行止め（歩行者を含む）

期間)令和 7 年 3 月 8 日（土）10 時

～令和 7 年 6 月 30 日（月）【予定】

※調査結果により期間が変わる場合があります。

う回路) 大学大橋（下流へ約 200m）

中芝橋（上流へ約 300m）



【経緯】

2 月 25 日（火） 市道の舗装が沈下している旨の通報があり、舗装をはぎ取って調査したが、空洞は確認されなかった。

橋台にひび割れを確認したため、念のためモニタリング（橋台の定点観測）を開始した。

3 月 6 日（木） 橋台のひび割れが短期間で進行していることを確認した。

【今後の予定】

詳細調査 ⇒ 補修工事 ⇒ モニタリング ⇒ 安全確認 ⇒ 通行止め解除

【橋梁の概要】

架設)昭和 11 年（1936 年）

89 年経過

橋長)36.1m

幅員)8.8m

上部工)鉄筋コンクリート T 桁

下部工)重力式橋台



浜田市コミュニティ・スクールについて

1 コミュニティ・スクール

「コミュニティ・スクール」は、学校運営協議会を設置した学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことを目的としています。

浜田市教育委員会では、令和 7 年度から、市内小中学校全校にコミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。

なお、導入に伴い、これまで各学校で実施していた学校評議員制度は、本制度へと移行します。

2 学校運営協議会

「学校運営協議会」は、学校と保護者、地域の皆さんで組織するもので、校長が示す学校の運営方針などについて話し合います。

どのような子供に育ってほしいのかを地域と共有し、実現していくためには何が必要なのかを一緒に考えて、地域の子供を学校と地域で一緒に支えていきます。

これまで、PTA や学校評議員、地域の協力をいただいていた活動を制度として進めていきます。

(1) 協議会の設置

学校ごとに協議会を設置する。2 以上の学校について 1 協議会を設置することも可能とする。

※2 校で 1 協議会を設置する学校：「旭小学校・旭中学校」

「弥栄小学校・弥栄中学校」

(2) 協議会の主な役割

- ① 学校経営の基本方針の承認をする
- ② 学校運営全般に意見を述べる。
- ③ 教職員の任用等に関して意見を述べることができる。（職員配置の方針に限る。）

(3) 協議会の委員

10 人以内。2 以上の学校で 1 の協議会を設置する場合は 15 人以内。

コミュニティ・スクールが始まります！

令和7年度からコミュニティ・スクールの仕組みを浜田市内の全小中学校に導入します。

Q コミュニティ・スクールとは何ですか。

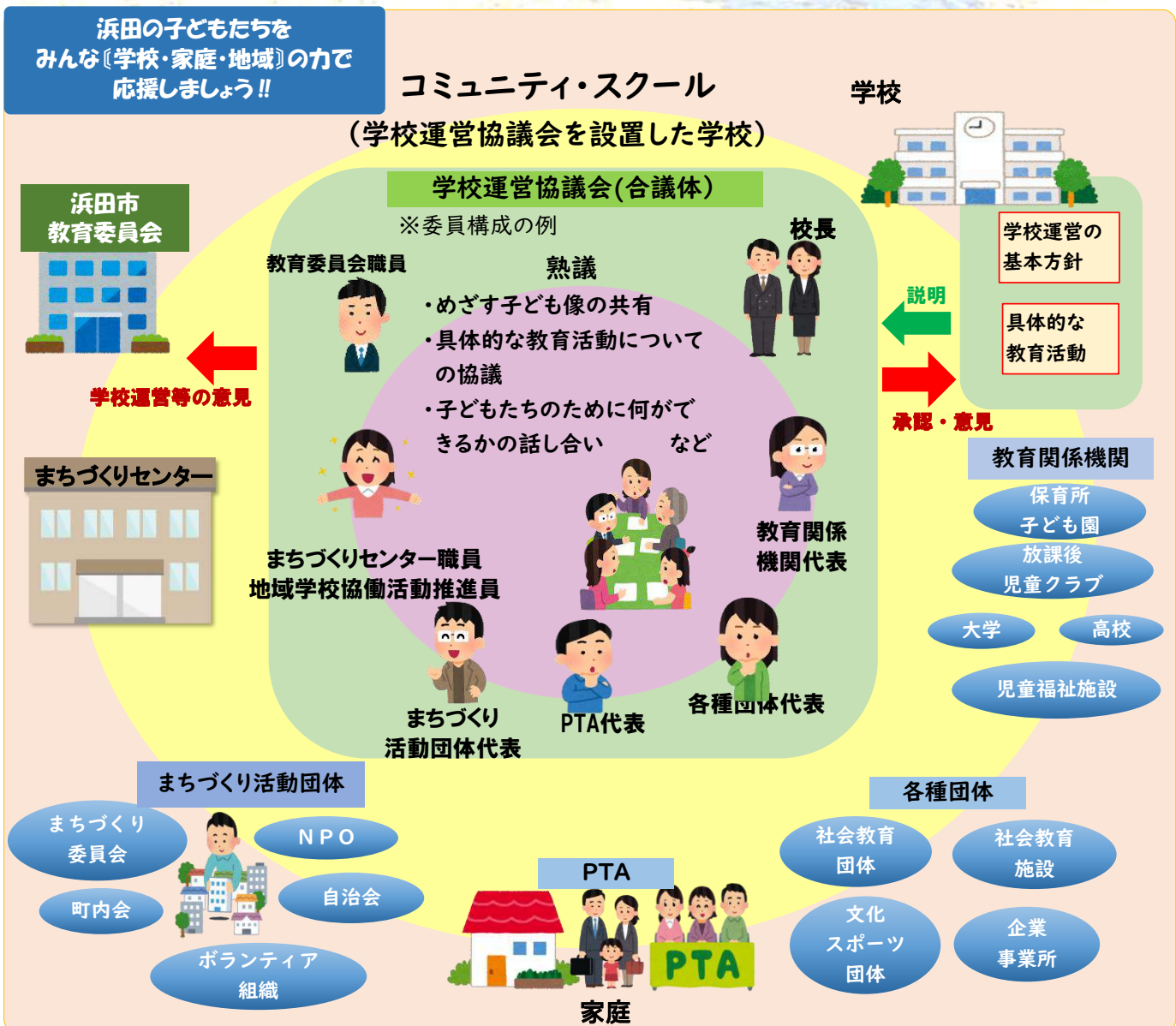
A 「学校運営協議会」という学校と地域や保護者が話し合う場を設けた学校のことをコミュニティ・スクールと言います。

学校運営や学校の課題解決に対して、保護者や地域のみなさんが当事者として参画できる仕組みです。

Q コミュニティ・スクールはどのようなことを目指していますか。

A めざす子どもの姿を学校・家庭・地域で共有し、一体となって「地域とともにある学校づくり」を目指します。

また、地域と学校が連携・協働して行う活動を通して、地域が元気になる「学校を核とした地域づくり」をすすめます。



裏面もご覧ください

いいね！コミュニティ・スクール!!

コミュニティ・スクール導入により、次のような効果が期待されます。

【子どもにとっては】



- ・充実した体験活動、豊かな学びにつながります。
- ・自己肯定感、思いやりの心の育成につながります。
- ・地域の創り手としての自覚、地域貢献の意欲が高まります。
- ・安全・安心な生活につながります。

【学校にとっては】



- ・地域のみなさんの理解と協力を得た学校運営ができます。
- ・地域人材、地域の題材を生かした教育活動（ふるさと教育）が推進できます。
- ・教員が子どもと向き合う時間の確保につながります。

【保護者にとっては】



- ・学校や地域への理解が深まります。
- ・地域の中で子どもが育てられているという安心感をもつことができます。
- ・保護者同士、保護者と地域のみなさんとの関係が広がります。

【地域にとっては】



- ・人と人がつながり、地域のネットワークの構築が期待できます。
- ・地域づくりへの意欲が高まり、主体的に活動する人材の育成につながります。
- ・地域の防犯、防災体制の構築の可能性が広がります。
- ・自己有用感や生きがいの醸成につながり地域が活性化します。

協働活動を推進します

○学校・地域でそれぞれが目指すところを共有して共に進める活動が協働活動です。

学校運営協議会での話し合いを基に、学校と地域で協働活動として推進します。

これまで取り組んできた「ふるさと教育」も協働活動の一つです。

○協働活動によって保護者や地域のみなさんにとっても、やりがい、人とのつながり、ボランティアの広がりなど、地域の人づくりや協働のまちづくりにつながっていきます。

浜田の子どもたちを みんな《学校・家庭・地域》の力で応援しましょう!!

それぞれの学校、地域にとって必要なコミュニティ・スクールの姿を、
みんなで考え、みんなで育てていきましょう。

浜田市教育委員会

〒697-8501 浜田市殿町1番地

学校教育課

TEL : (0855) 25-9710

FAX : (0855) 22-5090

e-mail: gakkou@city.hamada.lg.jp

検針業務受託者証の未交付について

水道メーターを検針する際に検針員が携帯する身分証である検針業務受託者証の未交付がありましたので、下記のとおり報告します。

1 経緯

3 月 14 日（金）、金城地域の検針員へ検針業務受託者証の回収について連絡したところ、検針業務受託者証がないとの回答があった。その後、当地域の全ての検針員の検針業務受託者証がないことが判明したため、水道管理課執務室を搜索し、金庫から金城地域及び弥栄地域の検針業務受託者証を発見した。

2 検針業務受託者証の交付及び回収の流れ

契約後に提出される検針員名簿に基づいて検針業務受託者証を作成

⇒ 毎年度、初回検針に合わせて、検針用備品と一緒に送付

⇒ 当年度の検針終了まで検針業務受託者が保管

⇒ 当年度の検針終了時に検針用備品と一緒に回収

3 本件の原因

○検針員名簿に基づいて令和 6 年 4 月 30 日に検針業務受託者証を作成した後、5 月 11 日の初回検針まで期間があったため、執務室内の金庫で保管し、そのまま交付を忘れていた。

○受託者証の作成と送付で担当が分かれていたことで、連携が図れていなかった。

4 今後の対応

○検針業務受託者証を作成後、速やかにすべての検針業務受託者へ直接交付する。

○同地域の検針関係業務は全て同じ職員が行うこととする。

【参考】

○浜田市水道給水条例施行規程

(身分証明書の携帯)

第 37 条 メーターの点検業務に従事する者は、検針業務受託者証（様式第 10 号）を携帯しなければならない。

様式第 10 号（第 37 条関係）

(表面)

第	号	契印			
		検針業務受託者証			
		受託者名			
		受託者住所			
		検針員氏名			
		生年月日	年	月	日生
		有効期限	年	月	日
年 月 日					
浜田市長			印		

(寸法 縦 60mm×横 90mm)

(裏面)

- 1 本証は、水道メーターの点検業務に従事する場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

行政視察レポート

東京都・千葉県 令和7年1月20日（月）～22日（水）

総務文教委員会

■視察日時・視察先

- ①令和7年1月20日（月） 15:30～17:00 NPO法人CRファクトリー（東京都）
- ②令和7年1月21日（火） 9:30～11:00 豊島区役所（東京都）
- ③令和7年1月21日（火） 15:00～16:30 香取市役所（千葉県）

■参加者

職 名	氏 名
総務文教委員会 委員長	芦谷 英夫
総務文教委員会 副委員長	沖田 真治
総務文教委員会 委員	村武 まゆみ
総務文教委員会 委員	岡本 正友
総務文教委員会 委員	永見 利久
総務文教委員会 委員	西田 清久
議長	笹田 卓

① NPO法人CRファクトリーについて

【視察先の概要】

- 目的を共有し、互いに共感し支え合う温かい共同体を「コミュニティ」を定義し、全ての共同体がコミュニティとなるよう、主として「共益組織（地域コミュニティ、サークルなど）」「公益組織（NPO、ソーシャルビジネスなど）」「中間支援組織（地域の市民活動支援センターなど）」の3つを対象とした組織マネジメントや人材育成の支援を行っている。

【主な事業】

- ① 「コミュニティマネジメントの教科書」読書会
組織づくり・コミュニティづくりの知識や考え方をトータルに学ぶ。
- ② 公式YouTube
動画で上手なコミュニティ運営を学べる。
- ③ コミュニティマネジメント塾
強く温かい組織づくりを徹底的に学ぶ連続講座
- ④ コミュニティキャピタル診断
組織・コミュニティ運営の現状を把握し成長を促進させる。



①-① 川崎ワカモノ未来PROJECTについて

～若者が主役になれるまち～

【事業の概要】

- 神奈川県川崎市の事業をCRファクトリーが受託して運営している。
- 川崎市をフィールドに、自分の身の回りや地域社会の未来づくりにチャレンジしたい高校生を対象としたプロジェクト。高校生ならではの視点でプロジェクトを立ち上げ、約2か月半の間に、実際にアクションを行っている。

【ワークショップの運営内容】

①アイデアソン(ヒラメキLab) → ②課題解決プロジェクト(カワプロCafe)
→③アクション(アクションDay) → ④成果発表会(ハナサクPresentation)
→⑤内省による振り返り(プリズムReflection)

①－(2) 考察(NPO法人CRファクトリー)

- ・ 浜田市においても、地域におけるまちづくり活動の推進を図る上で、まちづくりセンター職員、地域の担い手の人材育成、マネジメント力の向上を図る必要がある。
- ・ 浜田市まちなか交流プラザの機能アップを図るとともに、市内の専修学校3校への参加を募り、参画につながるような方策を検討する必要がある。
- ・ 島根県立大学との協働により地元産品を活用した地域活性化政策が提案されているが、地域への波及が不十分であることが課題である。
- ・ ふるさと納税返礼品の開発を支援し新商品開発を進めており、自治体との連携も進める必要がある。
- ・ 中間支援組織の重要性の認識、行政主導の課題解決から住民が主体性を持った課題解決の重要性の認識ができた。
- ・ 本市における中間支援組織への課題は今後、検討するべきである。

② 区民による事業提案制度について

(東京都豊島区)

【視察先の選定理由】

- 本市において、市民が直接、事業提案や考え方を発表する機会は、はまだ市民一日議会、地域井戸端会等があるが、執行側へ伝える機会がないため
- 行政が気が付かない地域課題を、住民が当事者性を持って提案し、直接解決に繋がる制度により、区内に暮らす住民の満足度にどのような変化があったのか調査研究するため



②-（１） 事業提案制度の概要

【事業の目的】

- ・ 従来の発想にとらわれない新たな視点から、課題の抽出及び課題解決を目指す。
- ・ 事業提案という形で、これまでつながりにくかった区民との新たなつながりを確保し、区民の区政への参画をさらに進め、区政を身近に感じてもらう。

【事業の概要】

- ・ 令和5年4月に就任した新区長のもと、区役所改革の第2弾として実施
- ・ 区政に係る諸課題に対する提案を区民から募集し、さらに区民が直接選ぶことにより、区民の声を直接政策に反映させ、区政への参画の新たな仕組みを構築する事業
- ・ 対象者は、豊島区内に在住・在勤・在学する人（年齢制限なし）、または豊島区内に拠点を有する企業・団体・学校等

②-（2） 考察（区民による事業提案制度）

- ・ 市民が必要と感じる地域課題を直接聞くことにより、政策立案能力の向上が期待できると感じた。
- ・ 浜田市における民意を汲み上げる制度では、参画意識が高まっていないと感じる部分もある。
- ・ 声を聴く機会は設けているが、予算が伴っていないため市民のモチベーションが上がらず、参画意欲が低調であることを本事業から感じ取ることができた。本事業を参考に制度化を検討すべき。
- ・ 地方自治は民主主義の学校とも言われ、市民参加は不可欠であり、「自治会離れ」が進む現状は地域の行政参加に逆行するものであり、市民が参加する仕組みづくりが必要だと考える。

②-(3) 【参考】子ども版広聴事業(子どもレター)

～区役所改革第1弾 区長に届く「子どもの意見」～

【事業の概要】

- 対象者：主に中学生以下の子ども
- 設置場所：区民ひろば等（区内施設 約120か所）
- 提出方法：職員がデザインした専用のレター用紙
に記入し、職員に渡す
- 実績：463件（令和6年3月22日時点）
- 寄せられた手紙は、全て区長が目を通して

③

みゆき豊島区長に伝えたいこと

みなさんがうれしいこと・困っていること・もっとこうなるといいなあ
と思うことを教えてください！

⑤うちがわにおる

☆書き終わったら①～⑥の順番で点線のところを折ってください。

みゆき豊島区長へ

①うちがわにおる

◇お名前： _____ ◇年齢： _____ 歳 (_____ 年生)

◇住んでいるところ： _____

にじげん
二次元コードで読み込むと、
メールでもつたえられるよ

③ 市内公共交通の再編について

(千葉県香取市)

【視察先の選定理由】

- ・ 委員会の取組課題のテーマ「地域交通について～移動の自由をどうつくるか～」についての提言に向け、公共交通の再編に先進的に取り組んでいる事業内容の調査を行うため
- ・ 公共交通の再編に併せて新たに導入したデマンド交通「かとくる」の調査を行うため

③-（1） 公共交通の再編

【事業の目的】

- ・ 市内バス路線の廃止、統合に伴い交通空白地域等が広く発生することを解消するため

【事業の概要】

- ・ 「自動車の運転の労働時間等の改善のための基準」の改正に伴い、路線バス及び循環路線バスの維持が困難になり、路線の廃止が増えてきており、令和6年9月末に路線バスの3路線を終了。同年10月から代替交通として香取市デマンド交通「かとくる」の運行を開始した。



③ー(2) デマンド交通「かとくる」の導入

【事業の目的】

- ・ 高齢者、高校生、市外からの来訪者などが市内を移動しやすい公共交通サービスの提供を図ること

【事業の概要】

- ・ 香取市内の一部地域を自由に運行できる「区域運行」と、決められた路線を運行する「ルート運行」の2つの形態による運行
- ・ 予約受付、配車等を主に担う運営主体は(株)パブリックテクノロジーズ、運行主体は市内の民間タクシー会社。行政は申請や交通会議の運営等を行う、官民連携の事業
- ・ 予約方法は電話とインターネット。全国でパブリックテクノロジーズが運営するデマンド交通の予約受付、配車等の業務をデジタル技術を活用。全国の受付業務を一括して行っている。
- ・ 運行する車両は8人乗り、6人乗りのワゴン車9台と予備車両2台を加えた合計11台を市が所有し、タクシー会社へ貸し出している。

③－(3) 考察（市内公共交通の再編）

- ・ 地域によっては市外(区域外)の運行を望む要望があり、区域外への運行も検討すべき
- ・ 地域により地域交通の運行状況に差があることから、未実施地域への導入も検討すべき
- ・ 複数ある運行事業の整理統合を図る必要がある。
- ・ 全国的に事業化が進んでいる「ライドシェア」について、他の自治体の導入事例を参考にして浜田市が主体となる持続可能な事業構築を検討する必要がある。
- ・ 敬老福祉乗車券の交付区分の見直し、移動販売支援、デイサービスの買い物支援など、全体的な調査と事業間の調整が必要である。

提 言 書

持続可能な医療体制の構築と健康寿命の
延伸について

令和 7 年 3 月

浜田市議会 福祉環境委員会

1 はじめに

福祉環境委員会では、「持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸」をテーマに調査研究を行った。調査を通じて、医療現場の人手不足や働き方改革、高齢化社会による医療ニーズの多様化など、様々な課題が浮き彫りとなった。

また、市民の医療への理解促進と新たな人材育成が地域医療の基盤を強化し、行政の関わり方の変革が求められることを強く認識した。

これを踏まえ、浜田市が取り組むべきポイントを以下に整理し提言する。

2 提言

(1) 江津市との取組や病病連携について

現状の問題点

島根県が定める保健医療計画では、浜田市及び江津市は浜田圏域として定められており、両市の連携が求められるが、役割整理は十分にできておらず、医療資源の最大化が求められる。また、圏域の中核をなす浜田医療センターの経営も厳しい状況にあり、今後も診療科の偏在が進むと考えられる。

提案

- ・ 江津市との連携強化を目的に定期的な会議を設け、課題を共有するとともに早期解決を図れるよう体制構築をすること。また、両市において地域医療のあり方を共有し、共通目標を設定した上で事業推進を図ることも効果的と考える。
- ・ 病院間での役割を明確化し、診療科ごとの協力体制を強化することが求められる。医療機関間での情報共有を進め、患者に適切な医療を提供できるシステムを構築すること。
- ・ 保健所（県）や関係機関と連携し、地域医療の一体化に向けた調整を行政主導で進めること。
- ・ 県西部唯一の3次救急医療機関である浜田医療センターの経営改善を進めるため、具体的な財政支援や行政の関わり方を検討すること。

(2) 医療DXの取組について

現状の問題点

中山間地では高齢化に伴う移動手段が大きな課題で、医療機関のアクセス改善が求められているが、医療MaaSなどの新たな手法の導入実績はない。また、通信環境整備は進めているが、市全体としてのDXは進んでいない。

提案

- ・通院の不便さを解消するため、医療MaaSの導入は有効である。ドクターカーや地域専用タクシー、デマンド型交通を利用した実証実験に取り掛かり、まずはこの地域におけるその有効性を検証されたい。
- ・加えて、オンライン診療の導入など、通院負担を軽減する策を同時に検討する必要がある。診察がオンラインで行われる際の※インタラクティブシステムについても国保診療所の一部からでも導入を検討されたい。
- ・上記システムの導入を進める場合、※NPが必要となる。育成支援制度の新設を検討されるとともに、その誘致活動にも積極的に取り組まれたい。

※**インタラクティブシステム**…人の動きに合わせて映像が変化する画期的な投影技術

※**NP（ナース・プラクティショナー）**…日本看護協会が創設を目指している米国等のような一定範囲の診断や治療などを行うことができる新たな看護の国家資格

(3) 診療科の偏在に対する市民の理解について

現状の問題点

診療科の偏在をはじめとする地域医療の実態についての理解が市民と医療関係者の間で大きく乖離している。

提案

・地域における診療科の偏在が招く医療サービスの低下は避けなければならないが、一方で、医師確保の難しさに対する理解を深めてもらうことも必要である。浜田の地域医療を守る会を対話の場・相互理解の場として活用するとともに、その場の議論等を広報活動によって市民に対し情報提供することで、理解促進を行うこと。

(4) 医師及びコメディカル人材の獲得に対するアプローチについて

現状の問題点

医師や※コメディカル人材の地元確保が困難であり、地域外からの人材に依存している。また、医療人材教育機関の閉鎖や定員割れ、市外流出なども大きな課題である。

※**コメディカル**…医師や歯科医師の指示の下に業務を行う医療従事者（看護師、保健師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、義肢装具士、医療事務）

提案

- ・奨学金制度の条件については、卒業後の地元勤務期間等について緩和することも念頭に、持続可能な人材確保のための制度構築に努められたい。
- ・総合診療医のニーズが今後高まることを踏まえ、育成支援を進め、地元医師を積極的に育成することに重点を置いた施策を展開すること。石見地域での取組の可能性も念頭に置かれたい。
- ・医師の誘致制度は必須であるが、ワークライフバランスが判断基準とされることから、教育環境や暮らしやすいまちづくりの整備を一体的に推進し、長期的に地域で働ける環境を整備すること。
- ・開業医の事業承継支援における開業や後継者育成、医師の研修及びキャリア形成をサポートできる資金的支援についても検討されたい。

(5) 健康寿命の延伸に係る取組の在り方について

現状の問題点

当市の平均自立期間は、男性が県内ワースト 2 位、女性は県内ワースト 1 位となっている。特に女性の喫煙、毎日飲酒、朝食欠食等の割合が県平均と比べ高く(2022年特定健康診査等データ集計結果)、改善に向けた取組が求められる。

提案

- ・※S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）など新しい資金調達方法を活用して、健康寿命延伸のプロジェクトを進めること。
- ・※フレイル予防に効果的な健康体操や運動イベントをまちづくり活動と組み合わせながら積極的に開催し、全市民への参加呼びかけを強化すること。はまチャレなどで実施されているインセンティブは有効であることから、その拡充についても検討されたい。
- ・若い時からの食事や運動などの生活習慣管理の積み重ねが将来の健康寿命に大きく影響するとされている。若い世代、働く世代を意識した取組が重要である。具体的な健康指標を提示することも有効と考える。
- ・医療、福祉、健康寿命延伸を一元的に考え、地域全体での調整及び支援を行う体制を強化すること。

※**S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）**…自治体や民間事業者、資金提供者などが連携して社会問題の解決を目指す行政手法（行政から民間へ事業を委託するスキームの1つ）。従来型の公共事業とは異なり、成果報酬型の仕組みを持つため、パフォーマンス向上やコスト削減が期待できる。

※**フレイル（虚弱）予防**…健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。「身体的フレイル」「精神・心理的フレイル」「社会的フレイル」の大きく3つの種類に分かれる。フレイルのメカニズム（フレイルサイクル）を良く理解し、正しい介入方法を行い、フレイルに陥らないようにすることやフレイルが進行するのを防ぐこと。

3 おわりに（総括と結論）

浜田市の地域医療体制強化と健康寿命延伸に向けた取組は、行政主導のもと、医療機関との連携はもちろんのこと、地域住民との協力を得ながら進めていく必要がある。各施策が連携し、地域全体で支え合う体制を構築することが、持続可能な地域社会の実現につながる。具体的なアクションを着実に進め、次のステップに向けて一層の努力を続けられることを期待する。

また、これらの取組については、今後、事業評価等を通じてモニタリングし、所管委員会も共に課題解決に向けて尽力することを申し添える。

最後に、当委員会や所属委員の訪問、意見交換等にご理解とご協力をいただいた全ての方々に感謝しお礼申し上げます。

4 会議等の開催状況

令和5年度

	日 付	内 容
1	12月1日	取組課題の検討協議
2	12月12日	取組課題の検討協議
3	12月19日	取組課題の検討協議
4	1月25日	行政視察について協議
5	2月21日	株式会社イーグリッドとの意見交換会（医療MaaS） 島根大学医学部附属病院 総合診療医センターとの意見交換会（総合診療医育成）
6	2月24日	島根県立大学 山下理事長による議員研修会（医療MaaS）
7	2月26日	行政視察の振り返り
8	3月6日	行政視察の振り返り

令和6年度

	日 付	内 容
1	5月16日	取組課題に係る協議（地域井戸端会での様子を共有）
2	5月21日	佐藤 誠浜田市医療統括監との意見交換会
3	6月17日	行政視察について協議
4	6月26日	行政視察について協議
5	7月22日	福岡地域戦略推進協議会との意見交換会（SIBによる資金調達） Rorenとの意見交換会（持続可能な活動）
6	8月6日	行政視察の振り返り
7	10月1日	浜田圏域老人施設協議会との意見交換会
8	11月28日	浜田医療センターとの意見交換会
9	12月2日	提言に向けた協議
10	1月15日	浜田保健所との意見交換会
11	1月28日	提言に向けた自由討議
12	2月25日	提言に向けた自由討議
13	3月6日	提言に向けた自由討議、決定

福祉環境委員会

委員長	三浦大紀
副委員長	肥後孝俊
委員	柳楽真智子
委員	串崎利行
委員	上野茂
委員	布施賢司
委員	川神裕司

陳情審査結果等報告書

※議員ごとの賛否と反対理由は[こちらをクリックしてください](#)🔗(該当ページへ移動)

(令和7年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R6.11.1	153	美又温泉会館に財政支援をお願いする陳情について	浜田市金城町 株式会社 かめや旅館 代表取締役 横田 雪生	産業建設 委員会	R6.12.2	R6.12.12 ↓ R7.2.25	継続審査 ↓ 賛成少数 不採択	【附帯意見】 採算が合う見込みで譲渡を受けられたが、初年度に入湯料金の変更等を行ったことにより入浴者の減少が起き、赤字を生んだのではと思われる。営業努力は感じられるが、販売管理費の内訳には効果が見えず、軽々に赤字を浜田市が補填することは避けるべきと判断する。 しかし、地域の人口減少が進む中、譲渡条件の「10年間公衆浴場を営むもの」を厳守するには相当の努力が必要であると思われる。公益の観点から、公衆浴場としての機能を継続するための浜田市の協力は必要と思われるため、以下の3点を検討されることを要望する。 1. 供給料金の減免 2. 水道使用量の減免 3. 駐車場の公共化
R7.1.17	155	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情について	東京都八王子市館町 伊藤 豪	議会運営 委員会	R7.2.19	R7.2.28	賛成全員 採択	
R7.1.17	156	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情について	東京都八王子市館町 伊藤 豪	総務文教 委員会	R7.2.19	R7.3.5	賛成なし 不採択	

各種議長会関係の報告について

1. 全国市議会議長 産業経済委員会（東京都）

◆令和 7 年 2 月 17 日（月）

1. 講演

- (1) 「経済産業省関係 令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算案の概要」

経済産業省大臣官房会計課長 大貫 繁樹 氏

（講演資料①のとおり）

- (2) 「令和 7 年度農林水産予算の概要」

農林水産省大臣官房予算課長補佐 カワイ氏（高橋課長代理）

（講演資料②のとおり）

2. 副委員長補欠選任（高知県須崎市議会議長）

3. 事務報告・・・次ページ以降の資料 1 のとおり

4. 協議・・・次ページ以降の資料 1 のとおり

- (1) 令和 6 年度本委員会要望結果の概要について

・詳細は 5 月頃各市議会へ送付予定

- (2) 次年度委員会への申し送り事項（案）について

・農林水産業共通対策、農業振興対策、林業振興対策、水産業振興対策、
食の安全及び消費者の信頼確保対策、中小企業振興対策等、資源、エネ
ルギー対策の 7 項目についてあり

- (3) 今後の運営について

・5/20 の定期総会で委員長から令和 6 年度要望結果の報告

- (4) その他

第182回 産業経済委員会

令和 7 年 2 月 17 日 (月) 午後 2 時 30 分
於・全国都市会館 3 階「第 1 会議室」

目 次

○ 事務報告（令和6年5月22日～令和7年2月17日）	1
○ 地方自治法第263条の3第5項に基づき 提供された情報の受理状況報告	4
○ 各省庁から地方六団体への情報提供制度について【参考】 ...	5
○ 次年度委員会への申し送り事項（案）	6
○ 今後の会議日程	8
○ 全国市議会議長会役員一覧（令和6年11月28日現在）	9

産業経済委員会 事務報告

（ 自：令和6年5月22日
至：令和7年2月17日 ）

令和6年

5月22日

第100回定期総会

各委員会の要望活動結果報告が行われ、本委員会においては細井 英輔委員長（吉野川市議会議長）が、その概要を報告した。

また、議案審議では、部会提出議案27件及び会長提出議案7件が可決され、このうち、本委員会には、部会提出の①令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る要望について、②東日本大震災からの復旧・復興について、③原子力発電所事故災害への対応について、④災害対応力強化及び災害等からの復旧・復興のための支援について、⑤原油価格・物価高騰への対策について、会長提出の⑥地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議、⑦下請けいじめの根絶を求める決議、⑧頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議、⑨令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議、⑩東日本大震災からの復旧・復興に関する決議の10件が付託された。

なお、本委員会の委員に22市の議長が選任された。

同日 各委員会合同会議

第100回定期総会終了後、各委員会合同会議を開催し、本委員会の正副委員長に次の諸氏を選任した。

委員長	鹿児島県	始良市議会議長	小山田邦弘氏
副委員長	群馬県	沼田市議会議長	中村 浩二氏
副委員長	高知県	須崎市議会議長	西村 泰一氏

7月2日

第237回理事会

小山田委員長が出席し、令和6年度の活動方針について報告した。

同日

第28回国と地方の協議の場等に関する特別委員会

坊 恭寿（ぼう やすなが）会長（神戸市会議長）から国と地方の協議の場等の動向についての報告の後、今後の運営等について協議した。

本委員会からは、小山田委員長が委員として出席した。

7月8日 正副委員長会議

要望書(案)、第180回委員会の運営等について協議した。

同日 第180回委員会

前年度委員会からの申し送り事項、第100回定期総会議決事項のうち本委員会に付託された10件の事項及び本委員会の所管事項をめぐる諸情勢を勘案して作成した産業経済施策に関する要望書について、原案のとおり決定するとともに、決定した要望事項の実現に向け、政府及び関係各省庁、地元選出国會議員などに対し要望活動を行うこととした。

会議終了後、小山田委員長、中村副委員長、西村副委員長は、鈴木憲和農林水産副大臣、青山豊久林野庁長官、森健水産庁長官、小坂善太郎林野庁次長に対し、面談要望を行った。

なお、当日は、農林水産省大臣官房の河村仁政策課長から「食料・農業・農村基本法改正のポイント」、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部の日暮正毅新エネルギー課長から「今後の再生可能エネルギー政策について」、同省同庁電力・ガス事業部の横手広樹放射性廃棄物対策課長から「最終処分の実現に向けた取組について」と題する説明を聴取した。

11月6日 第238回理事会・第118回評議員会合同会議

各委員会の活動報告が行われ、本委員会において小山田委員長が、その概要を報告した。

また、部会提出議案18件及び会長提出議案6件が可決され、このうち、本委員会には、部会提出の①令和6年能登半島地震等に関する要望について、②国土強靱化の推進について、③大規模災害対策への支援について、④太陽光発電事業の適正な導入に向けた法整備等について、⑤有害鳥獣対策事業に係る補助制度の見直しと財源措置について、⑥法定外公共物の管理に係る支援について、会長提出の⑦地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議、⑧下請けいじめの根絶を求める決議、⑨頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議、⑩令和6年能登半島地震等からの復旧・復興に関する決議、⑪東日本大震災からの復旧・復興に関する決議の11件が付託された。

11月11日 正副委員長会議

要望書(案)、第 181 回委員会の運営等について協議した。

同 日 第181回委員会

第 118 回評議員会議決事項のうち本委員会に付託された 11 件の事項及び本委員会の所管事項をめぐる諸情勢を勘案して作成した産業経済施策に関する要望書について、原案のとおり決定するとともに、決定した要望事項の実現に向け、政府及び関係各省庁、地元選出国會議員などに対し要望活動を行うこととした。

会議終了後、小山田委員長、中村副委員長、西村副委員長は、渡邊洋一農林水産審議官、山口靖農林水産省大臣官房総括審議官、青山豊久林野庁長官、小坂善太郎林野庁次長、森健水産庁長官に対し、面談要望を行った。

なお、当日は、経済産業省中小企業庁長官官房の貴田仁郎総務課長から「中小企業行政の最近の動向」、農林水産省大臣官房の河村仁政策課長から「農林水産行政の最近の動向」と題する説明を聴取した。

11月22日 第 29 回国と地方の協議の場等に関する特別委員会

坊恭寿会長（神戸市会議長）から令和 6 年度第 2 回国と地方の協議の場に向けた説明の後、同第 3 回国と地方の協議の場（令和 7 年度政府予算編成）に対する対応案について協議し、原案のとおり対応することを決定した。本委員会からは、小山田委員長が委員として出席した。

11月25日 須崎市議会の議長交代に伴い、西村副委員長が退任した。

2 月 5 日 第239回理事会・第119回評議員会合同会議

本委員会の活動及び要望結果について報告した。

本委員会からは、小山田委員長が出席した。

2 月17日 正副委員長会議

令和 6 年度本委員会要望結果、次年度委員会への申し送り事項(案)、第 182 回委員会の運営等について協議した。

■地方自治法第 263 条の 3 第 5 項に基づき提供された情報の受理状況報告

(令和 7 年 2 月 10 日現在)

件 名	「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」及び「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」について	
所管省庁・担当部局	農林水産省水産庁漁政部加工流通課	
各府省庁からの文書発出日	令和 6 年 9 月 13 日	
件 名	「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」に関連する農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正案について	
所管省庁・担当部局	農林水産省農村振興局農村計画課	
各府省庁からの文書発出日	令和 6 年 10 月 15 日	
件 名	土地改良法等の一部を改正する法律案について	
所管省庁・担当部局	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課	
各府省庁からの文書発出日	令和 7 年 1 月 14 日	
件 名	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案について	
所管省庁・担当部局	農林水産省林野庁企画課	
各府省庁からの文書発出日	令和 7 年 1 月 27 日	
件 名	公益通報者保護法の一部を改正する法律案について	
所管省庁・担当部局	内閣府消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室	
各府省庁からの文書発出日	令和 7 年 1 月 27 日	

各省庁から地方六団体への情報提供制度について

1 趣旨

平成 18 年の地方自治法改正により創設された情報提供制度は、既に地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織（いわゆる地方六団体。以下「全国的連合組織」という。）の意見申出の制度が設けられていることを踏まえたものであり、全国的連合組織が、事後ではなく事前に法律案等の内容を知りうることを制度的に担保することによって、下記二点をより確実なものとするをその趣旨としている。

- （１） 各大臣が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体へ施策の内容を事前に情報提供し、これに基づく地方の意見を施策に反映させていくことは、地方の自主性・自律性を確保・拡大するという観点から必要。
- （２） 地域の実情や住民の要望を熟知し、実際に事務処理を行う地方公共団体の意見を法令の制定・改廃等の際に取り入れることで、より適切な制度を構築することが可能。

2 概要

全国的連合組織の設置及びその意見申出の制度に関して定めた地方自治法第 263 条の 3 に第 5 項を追加する形で制度化された。その内容は、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、全国的連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとするとしている。

（参考）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

第 263 条の 3 （略）

- ② 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。
- ③～④ （略）
- ⑤ 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

次年度委員会への申し送り事項（案）

〔 令和 7 年 2 月 17 日(月)
第 182 回産業経済委員会 〕

令和 6 年度産業経済委員会は、引き続き要望する必要がある事項として、
次年度委員会に対し下記のとおり申し送る。

記

1 農林水産業共通対策

- (1) 経営支援対策の充実強化
- (2) 持続的な発展に関する施策の推進
- (3) 担い手の育成・確保
- (4) 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化
- (5) T P P 等関連施策の実施と予算措置
- (6) 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃
- (7) 災害からの早期復旧のための支援
- (8) 法定外公共物の管理に係る支援

2 農業振興対策

- (1) 経営支援対策の充実強化
- (2) 農業農村整備事業関連予算の安定的確保
- (3) 農業の持続的な発展に関する施策の推進
- (4) 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進
- (5) 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化

3 林業振興対策

- (1) 林業の持続的な発展に関する施策の推進
- (2) 森林経営管理制度の円滑な運用に係る支援
- (3) 森林整備の拡充
- (4) 森林整備による防災・減災対策の推進

4 水産業振興対策

- (1) 水産業の持続的な発展に関する施策の推進
- (2) 日本産水産物の輸入の全面停止措置等
- (3) 外国漁船対策
- (4) 海洋ごみ対策

5 食の安全及び消費者の信頼確保対策

- (1) 食の安全性確保への取組
- (2) 輸入食材等の安全確保
- (3) 消費者安心・安全確保対策の推進

6 中小企業振興対策等

- (1) 中小企業への支援
- (2) 地域経済の活性化のための経済対策の推進
- (3) 地域資源の活用促進
- (4) 地域商業の振興
- (5) 物流業・建設業の 2024 問題
- (6) 災害からの早期復旧のための支援について

7 資源・エネルギー対策

- (1) エネルギー価格高騰への対策
- (2) 脱炭素社会関連施策等の推進
- (3) 太陽光発電施設の設置に関する法整備
- (4) 原子力発電の安全確保等

全国市議会議長会 産業経済委員会 今後の会議日程

令和7年2月17日現在

開催日	会議名	時間	場所	協議事項等
2月17日(月)	正副委員長会議	14:00	全国都市会館	第182回委員会の運営等
	第182回委員会	14:30	全国都市会館	令和6年度要望結果、次年度委員会への申し送り事項等
5月19日(月)	第240回理事会	13:00	東京	委員長出席
5月20日(火)	第101回定期総会	13:00	東京国際フォーラム	令和6年度要望結果報告(委員長)

※ グレーの網掛け部分が当委員会関係です。

※ 日程等は今後変更になる場合があります。

【参考】

理事会・評議員会・各委員会の2月開催以降、本年5月開催の 第101回定期総会までの間における役員の補欠選任等の取扱い（抄）

（令和7年2月5日・第239回理事会・第119回評議員会合同会議）

1 現任期中に役員が欠員となった場合の措置

（3）評議員・各委員会委員（任期1年）※令和6年5月22日開催の第100回定期総会まで
議長の交代等により現在の評議員に欠員が生じた場合、第100回定期総会が開催されるまでの間に評議員会は開催されない見込みであるため、会則第6条第8項の規定にかかわらず、残任期間を欠員とする。

各委員会委員についても、2月開催の委員会後、第100回定期総会が開催されるまでの間に委員会は開催されない見込みであるため、同様に残任期間を欠員とする。

2 選挙に伴う役員の継続

現役員が選挙後に議長に再任された場合は、従来の慣例により、役員任期は継続しているものとみなす。

全国市議会議長会役員一覧

会 長 神戸市 ほう やすなが 恭寿				◎委員長 ○副委員長										(令和6年11月28日)		
部会	副会長 (6)	監 事 (3)	部会長 (9)	理 事 (51)	評 議 員 (155)	委 員 会						国地方協議 特別委員会 (29)	都市問題 特別委員会 (34)			
						地方行政 (22)	地方財政 (22)	社会文教 (22)	産業経済 (22)	建設運輸 (22)	国会对策 (16)					
北海道	釧 路		旭 川	函 館 士 別 帯 広 石 狩 夕 張	北 見 富 良 野 北 広 島 三 笠 伊 達 黒 石 石 巻 上 山 五 所 川 原 東 松 天 童 十 和 田 富 谷 南 陽 宮 古 能 代 白 河 遠 野 大 仙 喜 多 方 奥 州 に か ほ 本 宮	深 川 に か ほ	名 寄 弘 前	芦 別 尾 花 沢	留 萌 登 米	小 樽 歌 志 内	網 走	旭 川	紋 別			
東北	白 石		山 形	青 森 秋 田 盛 岡 山 形 仙 台 福 島	黒 石 石 巻 上 山 五 所 川 原 東 松 天 童 十 和 田 富 谷 南 陽 宮 古 能 代 白 喜 多 方 遠 野 大 仙 喜 多 方 奥 州 に か ほ 本 宮	酒 田 滝 沢	滝 沢 小 千 谷	い わ き 魚 津	南 相 馬 栗 原	三 条	○ 大 崎	山 形	長 井			
北信越		岡 谷 福 井	富 山 長 野	長 岡 福 井 富 山 長 野 金 沢	上 越 魚 津 鯖 江 新 発 田 小 松 あ わ 本 佐 渡 小 賀 諏 訪 南 魚 沼 加 賀 小 諸 高 岡 羽 咋 小	◎ 飯 山 東 村 山	砺 波	上 田	大 町 坂 井	井	柏 崎	大 野	か ほ く			
関東	熊 谷		那 須 塩 原	国 立 那 須 塩 原 鎌 倉 み ど り 甲 斐 行 田 水 戸 我 孫 子	武 蔵 野 日 立 本 庄 青 梅 結 城 入 間 木 町 田 村 稻 敷 三 郷 橋 山 戸 東 村 港 黒 日 光 船 橋 山 谷 目 黒 塚 大 原 館 戸 平 沢 那 須 鳥 山 生 謙 ケ 伊 勢 原 桐 沼 田 中 父 大 北 杜 安 中	吉 川 野 田	〇 八 千 代	富 里 館 山	龍 ヶ 崎	〇 藤 岡	江 戸 川	東 久 留 米 ◎ 江 戸 川 茅 ヶ 崎 上 野 原 鹿 嶋 さ く ら 洪 川 越 谷 柏				
東海	一 宮		岐 阜	富 士 松 阪 知 多 岐 阜 和 泉 た つ の	磐 田 犬 山 大 垣 湖 西 江 南 多 治 見 伊 豆 の 国 伊 勢 郡 伊 豆 の 国 伊 勢 郡 豊 橋 鈴 鹿 岡 崎 鳥 羽	津 島 可 児 清 須 飛 驒 美 濃 加 茂	◎ 津 藤 枝 伊 賀 〇 四 日 市	藤 枝 伊 賀 〇 四 日 市	飛 驒 美 濃 加 茂	美 濃 加 茂	蒲 郡	浜 松	富 士			
近畿	丹 波		香 芝	和 泉 た つ の 八 幡 宇 陀 大 津 和 歌 山 境 港 安 芸 高 田	高 貝 守 泉 柏 京 丹 後 南 あ わ じ 高 貝 守 泉 柏 京 丹 後 南 あ わ じ 高 貝 守 泉 柏 京 丹 後 南 あ わ じ 高 貝 守 泉 柏 京 丹 後 南 あ わ じ	大 阪 狭 山 〇 湖 南 丹 波 篠 山	豊 中 高 石 藤 井 寺 吹 田	宇 治 交 野 官 津 樞	美 濃 加 茂	美 濃 加 茂	八 尾	京 田 辺	高 島			
中国		岡 山 宇 部	益 田 下 松	境 港 安 芸 高 田 岡 山 宇 部 益 田 下 松	子 吉 大 田 来 敷 総 赤 三 東 広 島 社 周 磐 次 市 防 周 磐 次 市	真 庭 瀬 戸 内	〇 瀬 戸 内	柳 井 庄 原 廣 島	柳 井 庄 原 廣 島	柳 井 庄 原 廣 島	〇 瀬 戸 内	〇 瀬 戸 内	〇 瀬 戸 内			
四国	高 知		高 知	徳 島 松 山 高 松 高 知 徳 島 松 山	鳴 門 宇 和 島 香 美 吉 野 川 八 幡 浜 予 西 国 観 音 寺 西 国	美 馬 伊 予	さ め き 四 万 十	今 治 阿 波 丸 龜	柳 井 庄 原 廣 島	柳 井 庄 原 廣 島	〇 瀬 戸 内	〇 瀬 戸 内	〇 瀬 戸 内			
九州		う る ま 熊 本	佐 賀 宮 崎 長 崎 鹿 児 島 熊 本 那 覇	福 岡 大 分 佐 賀 宮 崎 長 崎 鹿 児 島 熊 本 那 覇	久 留 米 大 村 日 向 朝 倉 前 水 海 保 鹿 屋 豊 古 賀 天 宇 城 い ち き 串 木 野 古 賀 天 宇 城 い ち き 串 木 野 古 賀 天 宇 城 い ち き 串 木 野	〇 大 牟 田 八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣	八 女 鹿 島 太 宰 府 中 間 菊 池 熊 本 水 俣			
相談役 (23)	(前 会長) (元 会長) 〃 〃	横 濱 市 会 議 員 大 分 市 会 議 員 横 濱 市 会 議 員 下 関 市 会 議 員	清 野 佐 関 水 尻 藤 谷 富 哲 祐 雄 雄 文 博	(指定都市) 札幌 仙台 新潟 横浜 川崎 相模原 さいたま	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯	千 葉 岡 崎 松 屋 阪 堺 都 山 静 浜 名 大 京 岡 阿 久 根 始 良 佐 伯			

浜田地区広域行政組合議会開催状況等について

浜田地区広域行政組合
令和7年3月18日

1 本 会 議

(1) 第106回定例会 令和6年3月21日（木）9:59～15:10 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第1号	浜田地区広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例について	地方自治法が改正されたことに伴う引用条項の改正	原案可決
議案第2号	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について	介護保険法施行令、介護保険法施行規則等の一部改正及び第9期介護保険事業計画策定に伴い、所要の改正を行う	原案可決
議案第3号	浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴う所要の改正に加え、条例の条項番号を基準に合わせるために、全部改正を行う	原案可決
議案第4号	浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う所要の改正に加え、条例の条項番号を基準に合わせるために、全部改正を行う	原案可決
議案第5号	浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴う所要の改正に加え、条例の条項番号を基準に合わせるために、全部改正を行う	原案可決
議案第6号	浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う所要の改正に加え、条例の条項番号を基準に合わせるために、全部改正を行う	原案可決

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第7号	令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）	歳入歳出の総額にそれぞれ3,927万4千円を減額し、補正後の予算総額を11億2,594万1千円とする	原案可決
議案第8号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第4号）	歳入歳出の総額からそれぞれ1億5,235万4千円を減額し、補正後の予算総額を120億6,768万2千円とする	原案可決
議案第9号	令和6年度浜田地区広域行政組合一般会計予算	予算額 47億8,109万9千円	原案可決
議案第10号	令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算	予算額 117億5,739万2千円	原案可決

(2) 第107回定例会 令和6年10月10日（木） 13:28～15:55 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
認定第1号	令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受ける	認定
認定第2号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受ける	認定
議案第11号	令和6年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出の総額にそれぞれ3,607万7千円を増額し、補正後の予算総額を48億1,717万6千円とする	原案可決
議案第12号	令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出の総額にそれぞれ4億573万円を増額し、補正後の予算総額を121億6,312万2千円とする	原案可決

(3) 第108回臨時会 令和6年12月19日（木） 13:28～13:39 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第13号	令和6年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出の総額にそれぞれ348万5千円を増額し、補正後の予算総額を48億2,066万1千円とする	原案可決
議案第14号	令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出の総額にそれぞれ526万2千円を増額し、補正後の予算総額を121億6,838万4千円とする	原案可決

2 全員協議会

(1) 令和6年3月19日（火）13:28～14:17 エコクリーンセンター 2階 研修室

区 分	内 容	概 要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について報告
報告事項 2	第9期介護保険事業計画について	資料を配付し、第9期介護保険事業計画について報告

(2) 令和6年8月29日（木）10:04～11:56 エコクリーンセンター 2階 研修室

区 分	内 容	概 要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について報告
報告事項 2	令和5年度介護保険事業の状況について	資料を配付し、令和5年度の介護保険事業の状況について報告
報告事項 3	訪問介護における実態調査の結果について	資料を配付し、令和6年7月に調査した訪問介護における実態調査の結果について報告

(3) 令和6年10月10日（木）15:58～16:14 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	内 容	概 要
報告事項 1	第9期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者の選定について	資料を配付し、第9期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者の選定について報告

(4) 令和6年12月19日（木）13:40～13:51 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	内 容	概 要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について報告

浜田市土地開発公社理事会開催状況等について

(R 6. 3～R 7. 2開催分)

令和 7 年 3 月作成

第 268 回理事会 (令和 6 年 3 月 26 日開催)

議 第 8 号 令和5年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について	(可決)
今年度の事業実績に応じた事業計画(精算見込み額)を計上	
〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業	
(保有土地の管理業務)	
旭インター周辺用地取得造成事業	
(保有土地の管理業務)	
三桜酒造跡地用地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
子育て支援センター跡地用地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
NTT 社宅跡地用地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
〔用地処分事業〕 旭インター周辺用地	
(公募による申込者がなかったため用地処分を次年度に繰り延べ)	
議 第 9 号 令和5年度浜田市土地開発公社補正予算(第4回)について	(可決)
上記事業計画の変更による予算の計上	
議第10号 令和6年度浜田市土地開発公社事業計画について	(可決)
〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業	
(保有土地の管理業務)	
旭インター周辺用地取得造成事業	
(保有土地の管理業務)	
三桜酒造跡地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
子育て支援センター跡地用地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
NTT 社宅跡地用地取得造成事業	
(浜田市からの依頼による事業)	
〔用地処分事業〕 旭インター周辺用地	
(公募による一般分譲)	
子育て支援センター跡地用地	
(公募による一般分譲)	
議第11号 令和6年度浜田市土地開発公社予算について	(可決)
上記事業計画による予算の計上	

第 269 回理事会（令和 6 年 4 月 23 日開催）

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------------|
| 議 第 1 号 | 浜田市土地開発公社 | 理事長の選出について | （砂川 明理事長を選出） |
| 議 第 2 号 | 浜田市土地開発公社 | 副理事長の選出について | （牛尾 昭副理事長を選出） |
| そ の 他 | 浜田市土地開発公社 | 常務理事の選任について | （倉本 定常務理事を選任） |

第 270 回理事会（令和 6 年 5 月 28 日開催）

- | | | |
|---------|--|------|
| 議 第 3 号 | 令和5年度浜田市土地開発公社決算の承認について | （可決） |
| | 令和 6 年 9 月 浜田市議会 9 月定例会議に経営状況の報告書を提出
（報告第11号） | |

第 271 回理事会（令和 6 年 9 月 17 日開催）

- | | | |
|---------|--|------|
| 議 第 4 号 | 令和6年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について
〔継続事業〕 原井小学校跡地用地取得造成事業
（固有造成事業）
三桜酒造跡地用地取得造成事業
（浜田市からの依頼による事業）
子育て支援センター跡地用地取得造成事業
（浜田市からの依頼による事業） | （可決） |
| 議 第 5 号 | 令和6年度浜田市土地開発公社補正予算（第1回）について
上記事業計画の変更による予算の計上 | （可決） |

議会による事務事業評価の実施事業の選出結果について

○議会による令和 6 年度事業に係る事務事業評価 3 常任委員会選出事業一覧

【総務文教委員会】

	事業名	選出理由
1	結婚新生活支援事業 (No. 81)	若い男女の定住、その出会い、結婚、出産は重要な政策課題であり、事業化された事業がどう成果に結びついているか評価する。結婚新生活応援金、結婚新生活支援事業補助金などの市民への周知方法、実施件数などから、どう定住につながったか事業評価を行う。
2	高校生通学定期券助成事業 (No. 93)	次代を担う高校生の育成は重要な施策であり、就学の支援、保護者負担の軽減などについて、利用の状況などにより評価を行う。高校生、保護者、学校側の評価、要望などから人口定住につながる事業のあり方を検証する。
3	イベント情報発信事業 (No. 96)	市情報の発信、観光客の増などは市の喫緊の課題で、観光情報の発信力強化が求められており、新規事業として展開したその実績と評価を検証する。他機関・団体・事業者などの情報の集約や連携の広がり、外国語対応、情報へのアクセスと拡散、それによる具体的な成果など状況を評価検証する。

【福祉環境委員会】

	事業名	選出理由
1	介護人材確保・定着対策事業 (No. 209)	高齢化が加速する昨今、当市においても施設勤務、在宅支援に関する人材共に確保は急務であるが大幅に不足している。離職率も高く介護人材の不足による事業所や利用者への影響は大きい。当該事業がニーズに則した内容となっているか、実態の正確な把握を行う必要があると考えるため。
2	地域医療連携事業 (No. 270)	地域医療体制の充実は避けて通れない。そのための医療連携の推進が求められる。地域医療連携コーディネーターの活用状況や、浜田医療センターと医師会（開業医）の協働による地域医療システムの構築に関する実態を正確に把握し、事業効果を検証する必要があると考えるため。

3	地域の再エネ導入支援事業（No. 305）	福祉環境委員会の重要案件事項のひとつ。再生可能エネルギーの導入は重要である一方、カーボンニュートラルを目指す自治体の取組が市民に浸透していないのではないかという問題意識もあり、当該事業が将来像へ繋がる内容となっているか、有効性がどのくらいあるのか、実態の正確な把握を行う必要があると考えるため。
---	-----------------------	---

【産業建設委員会】

	事業名	選出理由
1	ふるさと体験村維持管理事業（No.345）	ふるさと体験村がこの先健全な営業を続けていくことができるか厳しく精査し、今の方針や支援で良いのかを検証する必要がある。
2	担い手等育成支援事業（No.368）	農業者の高齢化や農業離れが深刻化するなかで、当事業は農業振興の重要な施策であると考え。本事業が必要な所へ必要な支援ができているのか効果・検証が必要である。
3	浜田市商業活性化支援事業（No.440）	事業の費用が前年度と同じだが、前年度と同じように減額補正又や繰越になるのではないかと。効果が見込めないのであれば、家賃や改修補助だけでなく、大家への補助など創業しやすい支援、又は廃止を検討すべきではないか。将来展望の観点で事業効果の検証が必要である。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

議長

意見	対応経過及び結果
最近 11 月末ごろから頭痛や吐き気がひどくスマホの WIFI 機能を切ると少し楽になるのですが、知らないうちに 5G がエリア拡大しており便利になるが、電磁波で体に影響が出ており仕事に支障が出ております。電柱に 5G を埋め込んでいるのを頭痛がひどいので取り除いて欲しいです。エリアも見直してほしいです。子供たちに影響があってからでは遅いです。	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 電波が人体に与える影響について、総務省のホームページには「日本では、電波が人体に悪い影響を及ぼさないよう、科学的知見をもとに、十分な安全率を見込んだ電波防護指針を策定している」「電波の人体への影響については、5G などで行われる周波数の電波も含めて、これまで世界各国で 60 年以上にわたって研究されているが、指針値以下の電波では、人体への悪い影響は認められていない」「総務省では、電波による健康被害が起こらないよう、引き続き環境整備に努める」と書かれています。 体調がすぐれない場合は、医療機関に相談されることも一つの方法かと思えます。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会・産業建設委員会

意見	対応経過及び結果
図書館の利用時間を 21 時にのばしてほしいです。 イルミネーションのスポット増やしてほしい。 どんちっち通りの曲を最近の曲にしてほしい。	(総務文教委員会) 図書館利用のご意見として承りました。 夜間の利用については、島根県立大学の図書館は市の施設ではありませんが、大学の試験期間や休業期間などを除き、満 15 歳以上の方（中学生を除く）が午後 8 時まで利用できる日もあります。 また、学習スペースであれば、浜田市まちなか交流プラザは、平日は午後 9 時まで開設しています。ぜひご活用ください。 (産業建設委員会) どんちっちタウン通りの選曲については商店街に、イルミネーションについては設置者へ寄せられたご意見をお伝えし、検討してもらえるよう働きかけます。

※はまだ議会だよりの紙面の都合上、議会広報広聴委員会で一部の回答を抜粋・要約して掲載します
すべての回答はこの資料のとおりホームページ上で公開します。

高校生との意見交換会について

1 目的

浜田市議会は主権者意識の醸成に向けた取組を進めており、その一環として高校生との意見交換会を実施する。また、高校生と意見交換を実施することで若者の意見を伺い今後の議会活動に生かす。

2 内容

島根県立浜田高等学校、島根県立浜田商業高等学校、島根県立浜田水産高等学校の学生と議員であらかじめ決めたテーマを基にグループに分かれ意見交換会を実施する。

- 3 テーマ
- # 高校生から見た「いいね浜田」
もっと〇〇な浜田にしたい！
ほんと困ってます！

4 グループ

グループ名	学生		議員		
A			芦谷 英夫	上野 茂	牛尾 昭
B			沖田 真治	川神 裕司	小川 稔宏
C			岡本 正友	肥後 孝俊	佐々木 豊治
D			西田 清久	柳楽 真智子	川上 幾雄
E			永見 利久	村木 勝也	田畑 敬二
F			村武 まゆみ	笹田 卓	大谷 学

※色がついているセルは議会広報広聴委員で、学生については12名程度が予定されており決定次第 LINEWORKS にて報告いたします。

- 5 開催日時
- 3 月 26 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分

- 6 開催場所
- 浜田市まちなか交流プラザ

- 7 司会進行
- はまだ協働学舎ファンタス

- 8 報告書
- 出た意見についてグループ毎に報告書を作成

9 今後の流れ

- 3 月 26 日（水）開催（議員はグループ毎に報告書を作成する）
- 3 月下旬～アンケート（議員・学生）集約→全員協議会にて報告（※）
※報告書とアンケートの集約結果を全員協議会にて報告
※意見に対して返答はせず今後の議会活動及び議員活動に生かす

地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

標記の件につきまして、以下のとおり報告します。議員の皆さんのご協力をお願いします。

また、実施に際して不明な点等あれば、お知らせください。

1 実施期間

令和7年5月7日（水）～5月30日（金）

※曜日・時間帯は各班で調整（市民の参加しやすい時間帯等確認）

※開催時間は1時間30分で統一

2 班編成及び会場分担

班	浜田(9)	金城(6)	旭(5)	弥栄(2)	三隅(6)
1 班 岡本・上野・田畑	二反田 石見	小国	和田		岡見
2 班 西田・布施・川上	大麻	波佐	都川	安城	三保
3 班 村武・肥後・牛尾	すすく 国府	今福	市木		白砂
4 班 永見・三浦・小川	浜田 周布	雲城	木田		黒沢
5 班 沖田・串崎・佐々木	美川	美又	今市		三隅
6 班 芦谷・柳楽・大谷	長浜	久佐		杵束	井野

※会場との調整等は各班の議会広報広聴委員が担う。また、議長、副議長、議会広報広聴委員会正副委員長は各会場の補助をする。

3 運営方法及び当日の流れ

- ・各常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）から選出された班構成として、所管ごとにテーブルを設ける

※参加者数に応じて、テーブル数は調整可

- ・当日のタイムスケジュールイメージは以下のとおり。

①受付（氏名と連絡先を聞き取り、テーブルへ誘導）

②当日の流れとその後の対応について説明：5分

③議会の現状報告（委員会ごとに簡単に取組課題など）：10分

④自由に意見交換：60分

※議員個人又は議会の見解であるかは明確にして発言する

⑦テーブルごとに意見交換の概要を発表：10分

⑧まとめ：5分

4 意見の取扱い

全員協議会で報告後、報告資料を基に各委員会で協議

※総括を各まちづくりセンターに報告

（全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝えておく）

5 今後のスケジュール

3月18日 全員協議会 班編成及び会場分担の周知

3月19日～4月4日 議会広報広聴委員による会場との日程調整

4月11日 周知開始

5月7日～5月30日 地域井戸端会随時開催

（各会場で、全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝える）

6月2日 報告書提出締切

6月23日 全員協議会 報告書の共有

6月 定例会議期間中 報告書を基に協議

（重要と思われるものについて協議）

6月 定例会議最終日 全員協議会 委員会での協議結果の共有

7月初旬 各会場に回答を掲示（全体同一の回答）

第 5 回はまだ市民一日議会の周知方法の報告とお願いについて

標記について、周知方法を以下のとおり報告した上で、議員の皆さんにご協力をお願いします。

1 周知方法

- ・はまだ議会だより Vol. 77 へのチラシ折込（5月1日発行）
- ・スタジオ103で告知動画放映
- ・市役所1階総合窓口課番号案内モニター掲示
- ・デジタルサイネージ（わが街NAVI）掲載
- ・報道投げ込み
- ・チラシ設置、ポスター掲示

2 チラシ設置、ポスター掲示依頼先（公共施設）

裏面以降をご参照ください。

3 全議員への依頼事項

- ・多くの市民に見ていただける商店などの民間施設で、各議員から依頼をしやすい施設へ、チラシ設置やポスター掲示をお願いします。
- ・掲載をご快諾いただいた施設については、議会事務局へ報告をお願いします。
- ・チラシ20枚、ポスター2枚を各議員に用意します（チラシ10枚とポスター1枚を1施設とすることが目安）。追加で必要があれば、議会事務局へお申し出ください。
- ・お知り合いで議会や市政に思いを届けたいという方がいれば、「はまだ市民一日議会」のご案内をお願いします。

※議員から出てみないかと誘ったとしても、応募者多数の場合は抽選で決定することを申し添えてください。必ず発言できると確約はできません。

		チラシ	ポスター
市役所	本庁 1 階	20	1
	金城支所 防災自治課	10	1
	旭支所 防災自治課	10	1
	弥栄支所 防災自治課	10	1
	三隅支所 防災自治課	10	1
まちづくりセンター	浜田まちづくりセンター	10	1
	石見まちづくりセンター	10	1
	長浜まちづくりセンター	10	1
	国府まちづくりセンター	10	1
	周布まちづくりセンター	10	1
	美川まちづくりセンター	10	1
	大麻まちづくりセンター	10	1
	国府まちづくりセンター 宇野分館	10	1
	国府まちづくりセンター 有福分館	10	1
	石見まちづくりセンター 宇津井分館	10	1
	石見まちづくりセンター 細谷分館	10	1
	石見まちづくりセンター 長見分館	10	1
	石見まちづくりセンター 後野分館	10	1
	石見まちづくりセンター 佐野分館	10	1
	美川まちづくりセンター 東分館	10	1
	美川まちづくりセンター 西分館	10	1
	雲城まちづくりセンター	10	1
	今福まちづくりセンター	10	1
	波佐まちづくりセンター	10	1
	小国まちづくりセンター	10	1
	久佐まちづくりセンター	10	1
	美又まちづくりセンター	10	1
	今市まちづくりセンター	10	1
	木田まちづくりセンター	10	1
	和田まちづくりセンター	10	1
	都川まちづくりセンター	10	1
	市木まちづくりセンター	10	1

	杵束まちづくりセンター	10	1
	安城まちづくりセンター	10	1
	三隅まちづくりセンター	10	1
	三保まちづくりセンター	10	1
	岡見まちづくりセンター	10	1
	井野まちづくりセンター	10	1
	黒沢まちづくりセンター	10	1
	白砂まちづくりセンター	10	1
郵便局	浜田郵便局	5	1
	浜田長浜郵便局	5	1
	浜田国分郵便局	5	1
	周布郵便局	5	1
	浜田朝日町郵便局	5	1
	浜田松原郵便局	5	1
	浜田内田郵便局	5	1
	浜田高田町郵便局	5	1
	浜田駅前郵便局	5	1
	浜田黒川郵便局	5	1
	今福郵便局	5	1
	雲城郵便局	5	1
	波佐郵便局	5	1
	石見今市郵便局	5	1
	旭和田郵便局	5	1
	木田郵便局	5	1
	都川郵便局	5	1
	杵束郵便局	5	1
	安城郵便局	5	1
	三隅郵便局	5	1
	三隅三保郵便局	5	1
	三隅岡見郵便局	5	1
	井野郵便局	5	1
	黒沢郵便局	5	1
小学校	原井小学校	10	1

	松原小学校	10	1
	石見小学校	10	1
	美川小学校	10	1
	周布小学校	10	1
	長浜小学校	10	1
	国府小学校	10	1
	三階小学校	10	1
	雲城小学校	10	1
	今福小学校	10	1
	波佐小学校	10	1
	旭小学校	10	1
	弥栄小学校	10	1
	三隅小学校	10	1
	岡見小学校	10	1
中学校	第一中学校	10	1
	第二中学校	10	1
	第三中学校	10	1
	浜田東中学校	10	1
	金城中学校	10	1
	旭中学校	10	1
	弥栄中学校	10	1
	三隅中学校	10	1
高校	浜田高等学校	10	1
	浜田商業高等学校	10	1
	浜田水産高等学校	10	1
高等教育機関	島根県立大学	10	1
	リハビリテーションカレッジ島根	10	1
	浜田ビューティーカレッジ	10	1
	浜田医療センター附属看護学校	10	1
	浜田准看護学校	10	1
文化施設	石央文化ホール	10	1
	浜田市世界こども美術館	10	1
	石正美術館	10	1

	浜田城資料館	10	1
	浜田市浜田郷土資料館	10	1
	浜田市金城歴史民俗資料館	10	1
スポーツ施設	浜田市東公園（野球場、プール）	20	2
	浜田市健康増進センター	10	1
	ラ・ペアーレ浜田	10	1
	サンマリン浜田	10	1
	サン・ビレッジ浜田	10	1
	浜田市金城総合運動公園	10	1
	浜田市今福スポーツ広場	10	1
	浜田市旭公園（体育館、プール）	20	2
	浜田市三隅中央公園	10	1
	浜田市三隅中央会館	10	1
	浜田市三隅 B&G 海洋センター	10	1
	浜田市岡見スポーツセンター	10	1
図書館	中央図書館	10	1
	金城図書館	10	1
	旭図書館	10	1
	弥栄図書館	10	1
	三隅図書館	10	1
その他	子育て支援センターすくすく	10	1
	まちなか交流プラザ	10	1

「議員の請負状況等報告書」提出までの流れ (全議員提出)

事務局 3 月定例会議最終日の全員協議会で「**請負状況等報告書**」について説明



事務局 5 月末に全議員に提出依頼

浜田市:5 月末で出納閉鎖
(年度内の会計処理終了)



全議員 6 月 1 日から 30 日までに、「**請負状況等報告書**」を議長に提出する

- ① 前年度に浜田市に対して請負をした個人事業主
またはその支配人である議員 … **記載例 1**
- ② それ以外の議員 … **記載例 2**



事務局 議長が報告の一覧を作成し、議会ホームページに公表する
(市民は議会事務局で報告書を閲覧できる)

参 考

※ 支配人とは

商法第 6 章で規定する商業使用人(営業主)に代わり、その営業に関する行為をなす権限を有するもので、登記されている者

※ 浜田市からの年間の請負額が 300 万円を超えた場合、議員との兼業は不可となる

記載例 1 請負をした個人事業主または支配人

様式第 1 号（第 2 条関係）

浜田市議会議長 笹田 卓 様

令和〇年 6 月 〇日

6 月 1 日から 6 月 30 日
までの日付を記入

浜田市議会議員 〇〇 〇〇

押印不要

請負状況等報告書

令和〇年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）
R 6. 8. 15	〇〇〇〇補修工事	495, 000	495, 000
R 7. 1. 18	〇〇〇〇コンサルティング業務	693, 000	693, 000
	請負工事名や受託事業名などを記入	税込の金額を記入	税込の金額を記入
		年度内に支払を受けた税込の合計金額を記入	

支払を受けた総額

1, 188, 000 円

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

記載例 2 該当しない議員

様式第 1 号（第 2 条関係）

浜田市議会議長 笹田 卓 様

令和〇年 6 月 〇日

6 月 1 日から 6 月 30 日
までの日付を記入

浜田市議会議員 ○○ ○○

押印不要

請負状況等報告書

令和〇年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受 けた額（円）
	該当なし		

該当がなければ
このように記入

支払を受けた総額

円

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

○浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和 5 年 9 月 29 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が浜田市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における浜田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第 4 条 第 2 条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない

い。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度における請負から適用する。

○浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和 5 年 9 月 29 日議会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 5 年浜田市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第 1 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項の規定による訂正は、請負状況等訂正届（様式第 2 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第 3 条 議長は、条例第 3 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 30 日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にすることができる。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等複写申込書（様式第 3 号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、浜田市の休日
を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下
「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみな
す。

2 第 4 条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閱
覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧
開始日とみなす。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 29 日から施行し、令和 5 年度における請負か
ら適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等報告書

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受 けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等訂正届

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

請負状況等複写申込書

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲